

令和 8 年 3 月 3 1 日成田市規則第 3 6 号

成田市乳児等のための支援給付に係る認定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。以下「令」という。）に基づき、乳児等のための支援給付に係る認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等のための支援給付 法第 3 0 条の 1 2 に規定する乳児等のための支援給付をいう。
- (2) 乳児等支援給付認定 法第 3 0 条の 1 5 第 2 項に規定する乳児等支援給付認定をいう。

(乳児等支援給付認定の申請)

第 3 条 令第 2 8 条の 2 2 第 1 項の申請書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（別記第 1 号様式）とする。

(乳児等支援給付認定の変更の届出)

第 4 条 令第 2 8 条の 2 6 第 1 項の届書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（別記第 2 号様式）とする。

(乳児等支援支給認定証の再交付の申請)

第 5 条 令第 2 8 条の 2 7 第 2 項の申請書は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）再交付申請書（別記第 3 号様式）とする。

(利用状況の報告)

第 6 条 令第 2 8 条の 2 9 第 1 項及び第 2 項の書類は、企業主導型保育事業に係る利用状況報告書（別記第 4 号様式）とする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[別記様式 略]